

いはく「はなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷属天皇に奏さく「諦鏡法師宇遲を咀ふ。捉へしめてまさに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可さず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷属また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遲の災を招くことは諦鏡の咎にあらず」とのたまふ。天皇も鬚髮を剃除り戒を受け道を行ひたまふ。故に法師に儻比ひて諦鏡を殺さず。狂へる王宇遲邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

### 觀音の木の像神しき力を示す縁 第三十六

聖武太上天皇の世に、奈良京の下毛野寺の金堂の東の脇の觀音の頸故無くして断れ落つ。檀主見て、明日に継ぎ奉らむとして、一日一夜を経て、朝に其の頸を見れば、自然づから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智の法身は常住無きにあらず、信はぬ衆生に知らしめむが為に示す所な

りと。

### 觀音の木の像火の難に焼けず威く神き力を示す縁 第三十七

聖武天皇の世に、泉州郡の部内に、珍努上山寺に正觀自在菩薩の木の像を居きて敬ひ供る。時に火を失し、其の仏の殿を焼く。彼の菩薩の木の像は、焼かるる殿より二丈ばかり出でて、伏して損はること無し。誠に知る、三宝の色にあらず心にあらざることを。目に見すといふとも威力無きにあらず。此れ不思議の第一なり。

### 慳貪に因りて大蛇と成る縁 第二十八

聖武天皇の御世に、諸樂京の馬庭山寺に、一の僧常に住む。其の僧命終る時に臨みて、弟子に告げて言はく「我れ死ぬ後、三年に至るまで室の戸を開くことなけれ」といふ。然うして死にて後、七々日を経、大なる毒蛇在りて其

第三十六縁 今昔物語集・十六ノ十一に書承。

六原文「聖武太上天皇世」。一聖武天皇世に同じ。

七中卷三十五縁。ヘ本尊の仏の向側に侍立する菩薩。東の脇上に觀音菩薩であることより

推測すれば、西の脇士は勢至菩薩、中尊は阿弥陀如来で、南向きに安置されていた。金堂は南面して建てられていたであろう。

八頭部で切斷された状態で頭部が離れ落ちた。切斷面が頭部に存するので「頭」を中心で叙述される。「頭は首すじの意であつて、直接には頭部を意味しない。」→中卷三縁・上六縁・二十二縁、下卷二十八縁。(の檀越に同じ)施主。

五原文「護法非無」。

一、中卷十一縁。ニ墨のようなく黒く變じて、焼死のようなります。後代の道成寺縁起に「鍾を取り除て見れば、僧は骸骨計残て墨平二十二年(西暦)一月十四日条に於三笠のよろな物か。三、仏法を守護する神々、「護法善神」「護法神」ともいいう。三、諦鏡。

本説話での諦鏡の行動を令の規定にかなつたものとみる松浦俊後の説の当否は、不明である。諦鏡に非があるとみた方が説話展開が理が無い。下文によれば本説話は聖武天皇の出家後として時代設定されている。聖武天皇の出家は天平二十一年(西暦)。宇遲王は天平十一年(西暦)に中務大輔、これは正五位上相当の官であるが、天平二十二年(西暦)當時の宇遲王の位は不明である。三、このこと」とみえ、絵がある。聖武天皇退位後、僧は骸骨計残て墨平城中島宮、請「大僧正行基、為其戒師」太上天皇受菩薩戒、名「勝満」とみえる。

四特にそれのみに心を寄せる。ひいきする。

第三十七縁 今昔物語集・二十一ノ二十四に書承。  
一理法身と智法身。仏身の抽象的なありかた。  
三原文「常住非無」。

第三十八縁 今昔物語集・二十一ノ二十四に書承。

七物惜しみし、むさばること。諸經要集・十惡部・贖惡縁に引用され、三宝縁・序に言及されて有名な説話に、慳貪であつたために死後に毒蛇となつて自分の財を守つた賢面長者の説話撰集百縁經・六がある。

八奈良市川上町があるに所在した寺。

九原文「臨命終時」。仏典語。

三、三年」は、小林信彦は、儒教の大祥の習慣を踏まえたものとする。三回忌の仏事の初見は一八六年の平重衡のものとされる(圭室諦成)が、藤原冬嗣の大祥斎が性靈集・六にみえる(小林信彦の指摘がある)ので、本説話のころにすでに三回忌の仏事(大洋)がおこなわれていた可能性がある。本説話にみえる「三年」は、それを想るのであるうか。また、「三年」と「七々日」ととともに記すのは、十王信仰にもとづくか。三、中陰(中有)の期間を四十九日とする伝承(たとえば瑜伽師地論・一)に想る。続紀・天平七年